

Q&A集（海外観光客受入体制整備費助成事業）

（鹿児島市 観光プロモーション課）

Q 1 対象となる言語は何ですか。

A 1 外国語全般です。外国語 1 言語以上で表記したものを作成した場合が対象となります。

Q 2 外国語と日本語のパンフレット等を同時に整備する場合は、日本語の整備費用も助成の対象となりますか。

A 2 外国語のパンフレット等を作成する過程で、必要となる日本語のパンフレット等の作成などについては、必要最小限の範囲で助成の対象となります。

Q 3 補助金の交付対象者について、「土産品店」、「その他海外観光客が観光目的で利用できる施設」とありますが、どのような施設が該当しますか。

A 3 「土産品店」は、鹿児島の工芸品や特産品などを販売する施設が該当し、「その他海外観光客が観光目的で利用できる施設」は、ゴルフ場、商業施設（デパート、ショッピングモール等を含む。）、温泉施設などが該当します。
ご不明な場合は個別にお問い合わせください。

Q 4 外国語表記にする場合、業者に翻訳を頼まなければなりません。補助対象の経費には、日本語から外国語への翻訳料も含まれますか？

A 4 含まれます。
例えば、案内表示の作成については、案内板の作成費や取り付け施工費の他、翻訳料を含むデザイン費も含めることができます。
ホームページやパンフレット等を作成する場合についても、翻訳料の他、デザイン費についても含めることができます。

Q 5 海外観光客の誘致活動のために、海外の観光客や旅行会社等にPRするためのチラシやパンフレットを作成しようと思います。助成の対象になりますか？

A 5 この補助制度は「海外観光客の受入体制の充実を図ること」を目的としておりますので、誘致活動のみを目的として作成する場合は助成の対象となりません。
なお、海外観光客の受入体制の充実を図るために作成したパンフレット等を、海外で配布することを禁じるものではありませんのでご注意ください。

Q 6 整備の見積額が50万円でした。補助金の申請を行った場合、助成を受けることができる金額はいくらになりますか？

A 6 補助金額は、補助対象経費の1/2に相当する額以内で、補助金の交付限度額は30万円です。そのため、50万円の整備を行った場合の補助金額は25万円となります。

Q 7 弊社は飲食施設を3店舗、観光施設を1施設、保有しています。これらの施設が全て外国語での整備を行った場合、補助金の交付限度額はいくらになりますか？

A 7 複数の店舗を有する企業又は個人事業主であっても、補助金の交付限度額は30万円となります。

Q 8 過去に、この補助制度を活用して18万円の助成を受けました。今年度、新たに補助を受けることができる金額はいくらになりますか？

A 8 今年度は、上限12万円の助成を受けることができます。

(交付限度額30万円－既交付額18万円)

※交付上限額30万円から平成21～30年度までの間に受けた補助金額を控除した金額が、今年度の上限金額になります。

Q 9 補助制度を知らなかったため、整備する前に、補助金の申請を行っていません。遡って助成を受けることはできますか？

A 9 補助制度は整備をする前に、補助金の申請を行うこととなっております（事前申請）。

そのため、補助金の申請を行わずに整備してしまったものについては、助成の対象となりません。

Q 10 助成を受けるには、いつまでに整備を完了させる必要がありますか？

A 10 この補助事業は、年度ごとの事業になります。（4月～翌年3月）

令和3年3月31日までに事業を完了（申請、実績報告、受注業者への支払い等）する必要があります。

Q 11 公衆無線LAN環境の整備についてですが、どのような経費が認められますか？

A 11 整備を行う際に必要なルーター等の機材購入費、設置工事費などが対象となります。

なお、回線使用料や保守点検・修繕料等のランニングコストは対象外です。

Q12 公衆無線LAN環境を整備する際、パスワードの設定など、整備するにあたって何か制限はありますか？

A12 無料で、気軽にインターネットに接続できる環境整備となるよう、施設内の案内表示も含めて海外観光客の利便性の向上を図ることが、補助の要件となります。
また、パスワードの設定を行う場合は、その取得方法について外国語で情報提供するなど、海外観光客が、容易に、かつ、無料でパスワードを取得できるように十分にご配慮ください。

Q13 免税対応機器やクレジットカード等決済対応機器について、パソコンやプリンターの導入を予定していますが、対象となりますか？

A13 海外観光客の受入の充実を図る目的以外にも使用できる機器等の経費は、個別の事案ごとに確認し、審査することとなります。
なお、回線使用料や保守点検・修繕料等のランニングコストは対象外です。
ご不明な場合は、個別にお問い合わせください。

Q14 海外観光客の利便性向上のために、翻訳機器やペン型の音声ガイドシステムの導入を予定していますが、助成の対象となりますか？

A14 個別の事案ごとに、事業内容を確認し、審査することとなります。
ご不明な場合は、個別にお問い合わせください。

Q15 スタッフ研修を予定していますが、どのような研修が助成の対象となりますか？

A15 海外観光客の受入体制の充実を図るために新たに実施するスタッフ研修が対象となります。
なお、所属職員による研修での人件費については対象外です。
研修内容や方法等、個別の事案ごとに、事業内容を確認し、審査することとなります。
ご不明な場合は、個別にお問い合わせください。

Q16 申請から補助金の受領までの流れを教えてください。

A16 別紙のフローチャートをご参照ください。
申請書等の各種様式は、市ホームページからダウンロード可能ですが、この補助制度の申請を検討する場合は、事前に、観光プロモーション課に電話等でご相談ください。

URL : <https://www.city.kagoshima.lg.jp/kan-senryaku/shisei/joseijigyuu/29ukeiretaiseiseibihohojokin.html>

※鹿児島市観光サイト (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/index.html>) のサイト内検索で「海外観光客受入体制整備費助成」と入力・検索するとリンク先が表示されます。